

容量市場
業務マニュアル
長期脱炭素電源オークション
実需給期間前から発生する
リクワイアメント対応 編

2026年3月5日 第2版 発行

電力広域的運営推進機関

(変更履歴)

	変更点		日付
	変更箇所	変更内容	
初版	新規作成	—	2024年11月13日
第2版	第2章	供給力提供開始時期が到来する電源の提出証憑、供給力提供開始時期の遵守のアセスメントに対する記載の追加	2026年3月5日
	第3章	制度変更に伴い、対象電源を追加	
	第4章	余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応の手続きを追加	
	第5章	給電申合書等の締結に係る対応の手続きを追加	

※誤字等、業務内容に影響しない事項は随時修正します。

目次

第1章	はじめに	4
1.1	本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース	6
1.2	本業務マニュアルの構成	8
第2章	供給力提供開始時期の遵守	9
2.1	供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応	14
第3章	脱炭素化ロードマップの遵守	22
3.1	脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応	24
第4章	余力活用に関する契約の締結	38
4.1	余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度)	41
4.2	余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結2年度目以降)	57
第5章	供給指示に関する給電申合書等の締結	59
5.1	供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結初年度)	61
5.2	供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結2年度目以降)	65
Appendix.1	図表一覧	66
Appendix.2	業務手順全体図	68

第1章 はじめに

容量市場 業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編（以下「本業務マニュアル」という。）は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程（第32条の5）の規定に基づき作成された文書です。

契約締結以降、長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」という。）の容量提供事業者は、電源種に応じて制度適用期間前から一部業務を実施いただきます。

当該業務の手続き等については、本業務マニュアルのほか、『電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』、『ペナルティ・容量確保契約金額対応編』に記載されています（図1-1参照）。

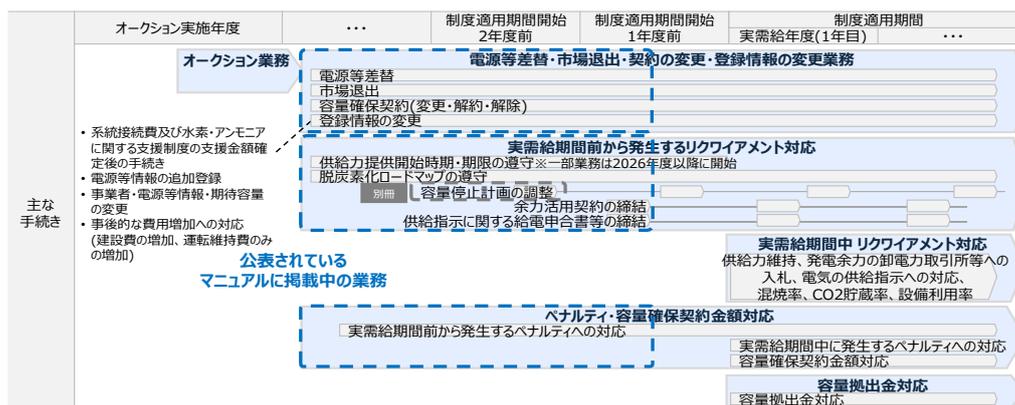


図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務

各マニュアルに記載されている業務は関連していますので、必要に応じて本業務マニュアル以外もご参照ください。

本業務マニュアルは本オークションの容量提供事業者が実施する手続きのうち、リクワイアメント対応に係る業務手順やシステム¹の操作方法²が記載されています。

なお、本業務マニュアルでは実需給期間前から課せられるリクワイアメントのうち、供給力提供開始時期の遵守、脱炭素化ロードマップの遵守、余力活用契約の締結及び

¹ 容量市場システムは、容量市場における容量オークション等への参加を希望する本機関会員、その他電気供給事業者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うために必要な機能を備えた情報処理システムです。

² 本業務マニュアルに記載している容量市場システムの機能は一部であり、その他の機能は必要に応じて容量市場システムマニュアルを参照してください。

供給指示に関する給電申合書等の締結に係る業務手順についてのみ記載しています
(図 1-2 参照)。

なお、容量停止計画の調整に係る業務手順については、別冊として作成しており、供給力提供開始期限の遵守に係る業務手順については、今後当該業務が発生する際に、本業務マニュアルに追記します。

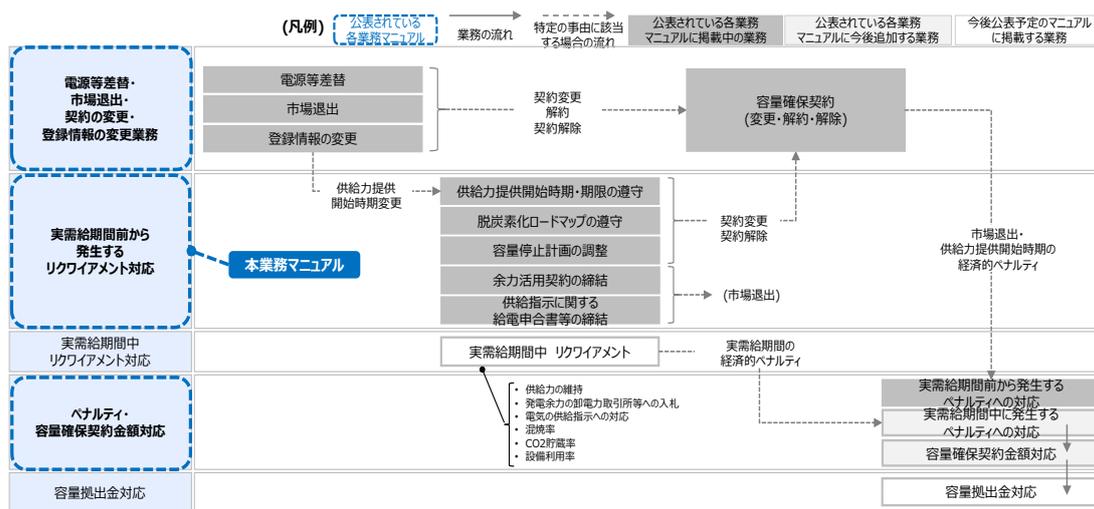


図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務

- 1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース
- 1.2 本業務マニュアルの構成

1.1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

本業務マニュアルの対象事業者は、本オークションの容量提供事業者です。

以下のケースが発生した際に、該当の章を参照の上、対応を行ってください（

表 1-1 参照）。

表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース

対応する章	リクワイアメント・アセスメント名	対象事業者	参照の対象ケース
2章	供給力提供開始時期の遵守	全容量提供事業者	容量提供事業者が供給力提供開始時期を変更する場合 注：供給力提供開始時期を変更する場合は、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』も参照
3章	脱炭素化ロードマップの遵守	LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修を行う安定電源の容量提供事業者	本機関より脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認を受領した場合

対応する章	リクワイアメント・アセスメント名	対象事業者	参照の対象ケース
4章	余力活用に関する契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有する電源を保有する容量提供事業者	余力活用に関する契約を締結する場合及び解除・解約した場合
5章	電気の供給指示への対応(給電申合書等の締結)	安定電源のうち、属地一般送配電事業者により給電申合書の締結が必要と判断された電源を保有する容量提供事業者	<p>属地一般送配電事業者により給電申合書の締結が必要と判断され、給電申合書を締結する場合及び解除・解約した場合</p> <p>注：「電気の供給指示への対応(給電申合書等の締結)」は、実需給期間中のリクワイアメントの前段階として実需給期間前から実施する必要がある事項として、本業務マニュアルにて記載</p>

1.2 本業務マニュアルの構成

本業務マニュアルにおける章の構成は以下のとおりです（図 1-3 参照）。

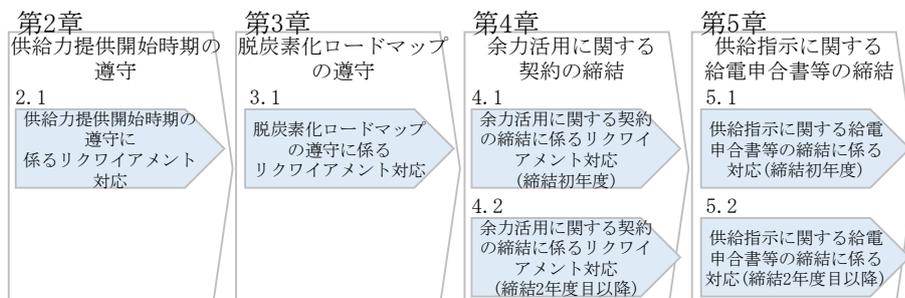


図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）

第2章 供給力提供開始時期の遵守

本章は、供給力提供開始時期の遵守に関する以下の内容について説明します（図 2-1 参照）。

2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

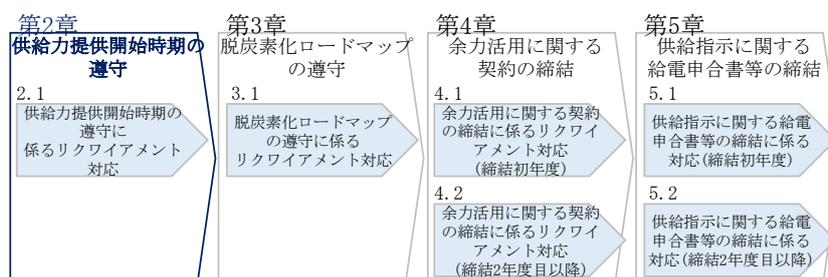


図 2-1 第2章の構成

本リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要は以下のとおりです。

<対象電源>

制度適用期間前の安定電源・変動電源

<リクワイアメント概要>

容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること

<アセスメント概要>

容量提供事業者は、制度適用期間開始年度の前年度に、本機関からの依頼に応じて供給力を提供開始したことの証憑を提出する必要があります。供給力提供開始時期が年度を跨いで変更される場合、本機関にてメインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響の有無・範囲を確認します。

注1：制度適用期間の前倒しについて

供給力提供開始時期が早まった場合でも、2026年度以前への制度適用期間の前倒しはできません。

注2：供給力を提供開始したことの証憑の提出について

容量提供事業者は、制度適用期間年度の前年度に、供給力を提供開始したことの証憑を提出する必要があります。

提出対象の電源を保有する容量提供事業者には、制度適用期間開始年度の前年度4月に本機関より提出の依頼を行います。容量提供事業者は、制度適用期間開始年度の前年度1月末までに、該当する証憑をメールにて提出してください（表2-1参照）。表2-1記載の証憑の提出が不可能である場合は、別途本機関より指定するその他の手段により供給力提供開始を証明してください。

表 2-1 供給力を提供開始したことの証憑

No	供給力を提供開始したことの証憑	要件	備考
1	発電事業届出書	資源エネルギー庁から認可された発電事業届出書であること	原則として発電事業届出書の提出を求める
2	プレスリリース	契約電源についての試運転開始時期又は供給力提供開始時期がわかるプレスリリースであること	発電事業届出書の提出ができない場合に限り、プレスリリースの提出を求める

なお、証憑等の審査は制度適用期間開始年度の前年度の所定の審査期間に実施するため、本機関からの提出依頼より前に証憑等を提出しても、本機関では受領できないことにご注意ください。

なお、本アセスメントは、容量提供事業者が供給力提供開始時期の変更を行った後に実施します。供給力提供開始時期を変更する場合は、変更時期が分かり次第速やかに変更申請を実施してください。

変更申請する際の容量市場システムの利用手順は、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

また、容量提供事業者は、供給力提供開始時期の変更に伴い、本機関にて実施する本アセスメントの審査結果を受領することにご留意ください。

<ペナルティ概要>

供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします（図 2-2、図 2-3 参照）。

なお、メインオークション及び追加オークションの供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は除きます。

ペナルティ算定式	【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 ^{※1} × 契約容量 ^{※2} × 5%
	【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格 ^{※1} × 契約容量 ^{※2} × 10%

※1：供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格（円/kW）
※2：電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

図 2-2 供給力提供開始時期の変更に係るペナルティ算定式

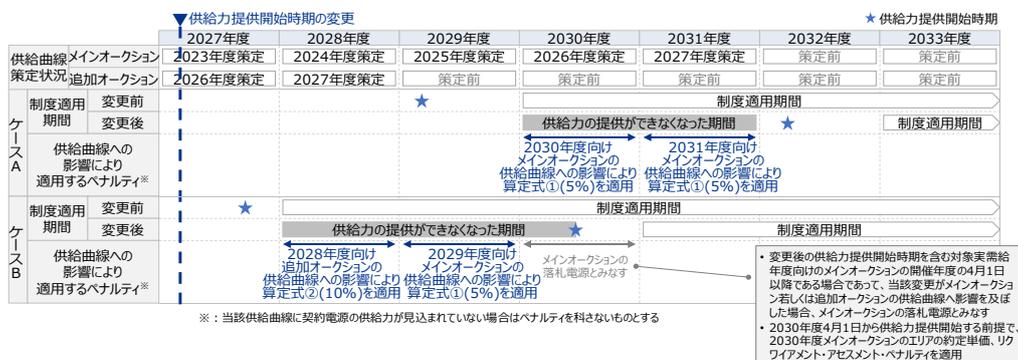


図 2-3 供給力提供開始時期の変更によって適用されるペナルティのイメージ

注1：供給力提供開始時期の変更後に適用される契約単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて

供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4月1日以降である場合であって、当該変更がメインオークションもしくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（以下「約款」という。）第15条1項1号に従い、契約電源の契約容量は、変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、当該メインオークションの落札価格及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用することにご注意ください（図2-4参照）。

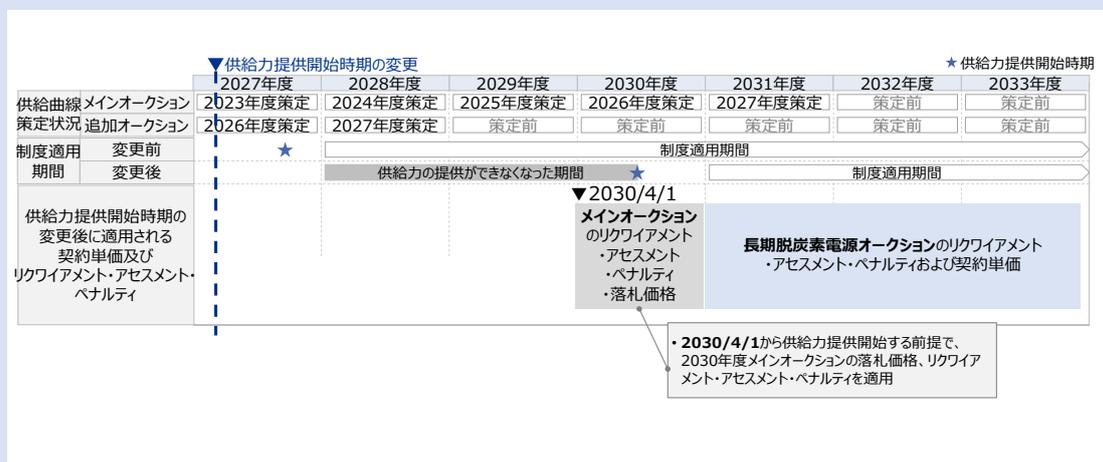


図2-4 供給力提供開始時期の変更時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4/1以降である場合に適用される契約単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ

注2：調整不調電源の供給力提供開始時期を、年度を跨いで変更した場合の容量確保契約金額の減額について

制度適用期間開始年度の2年前に実施する容量停止計画の調整において調整不調電源となり、容量確保契約金額が減額されている電源の供給力提供開始時期を、年度を跨いで後ろ倒しした場合、契約単価をメインオークションの落札価格に変更した上で、経済的ペナルティによる容量確保契約金額の減額分を再計算して適用します。詳細は、今後、本業務マニュアルに追記します。

注3：供給力提供開始時期の変更に伴い、電源等差替を実施している電源が、再度供給力提供開始時期を変更する場合の留意事項

既に供給力提供開始時期の変更により約款第15条1項1号のペナルティが科されることが確定している年度に、本オークション落札電源の差替契約を締結済みの場合において、更なる供給力提供開始時期の変更によってペナルティが科せられなくなった場合は、約款第10条の電源等差替の要件を満たさないため、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので、留意してください。

2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

本節は、供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応について以下の流れで説明します（図 2-5 参照）。

- 2.1.1 供給力提供開始時期の変更申請
- 2.1.2 審査結果の受領
- 2.1.3 審査結果に対する異議申立
- 2.1.4 異議申立の妥当性審査結果の受領

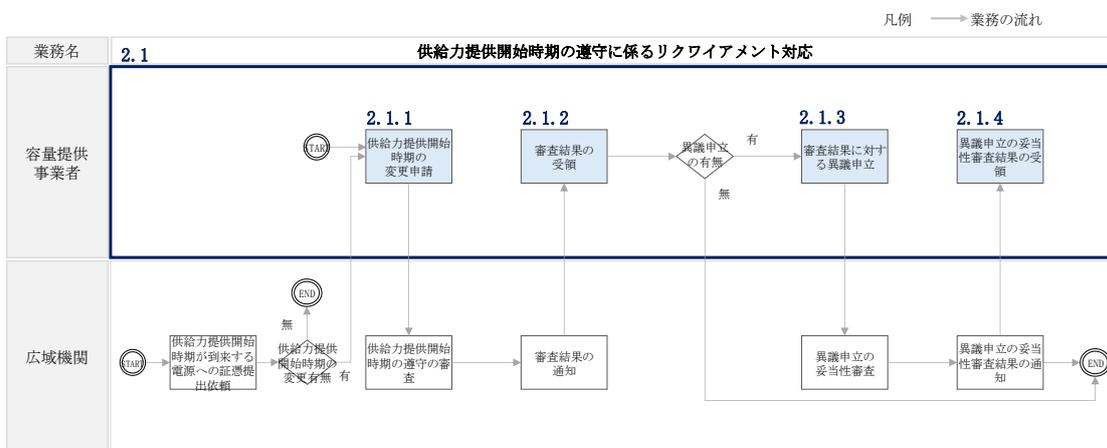


図 2-5 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成

2.1.1 供給力提供開始時期の変更申請

【概要】

本項は、供給力提供開始時期を変更するための申請方法について説明します。

【詳細手順】

容量提供事業者が、供給力の提供開始時期を変更する場合は、容量市場システムから変更申請を実施してください。

変更申請する際の容量市場システムの利用手順は、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

変更申請時には、容量市場システムの変更申請理由欄に「供給力提供開始時期の変更」と記入し、申請を行ってください。

2.1.2 審査結果の受領

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果の受領について説明します。

本機関からアセスメント結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

容量提供事業者が、供給力提供開始時期の変更を行った場合、本機関では供給力提供開始時期の変更によるメインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響有無の審査を行います。

注1：供給曲線への影響の審査方法について

メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響有無の審査は、約款第15条1①(1)及び(2)の記載に則り、対象実需給年度のメインオークションの開催年度の4月1日以降、同じ対象実需給年度の追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までの間に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したか、又は対象実需給年度の追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日の翌日以降に、供給力提供開始時期を当該対象実需給年度の翌年度以降に変更したかで審査します。

ただし、当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合は、当該変更による供給曲線への影響は無いものと判断します。

「供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合」とは、対象実需給年度向けのメインオークションもしくは追加オークション開催以降に長期脱炭素電源オークションに落札し、当該契約電源が当該対象実需給年度に供給力を提供できる場合、メインオークションもしくは追加オークション約定処理において加算する供給力に、当該契約電源の供給力が計上されていないため、その場合を指します。

注2：アセスメント結果（合格又は不合格）について

供給力提供開始時期の変更によるメインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響有無について、年度又は開催オークションを問わず1つでも審査結果に「影響あり」がある場合、アセスメント結果は「不合格」となります。全ての審査結果が「影響なし」の場合は、アセスメント結果は「合格」となります。ただし、審査結果が「影響あり」の場合において、事業者に帰責性のない事由と判断される場合は、審査結果について異議申立を行ってください。異議申立

内容について事業者に帰責性のないものと本機関が判断した場合は、アセスメント結果を「合格」として再通知します。

なお、アセスメント結果が「不合格」の場合、約款第15条に基づき経済的ペナルティを科した上で、供給力提供開始時期の変更を認めます。

注3：追加オークションが開催されない場合の経済的ペナルティについて

追加オークションが開催されない場合であっても、追加オークション実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日以降で、供給力提供開始時期を年度を、跨いで後ろ倒しする場合、追加オークションの開催判断に使用した「確保されている供給力」に影響を与えたこととなるため、「当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合」の経済的ペナルティ（10%）が科されます。

アセスメント結果（合格又は不合格）は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください（図 2-6 参照）。

第2章 供給力提供開始時期の遵守

2.1 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応

アセスメント結果通知書 (供給力提供開始時期の遵守)

通知No	0012
通知日	〇年〇月〇日

電力広域的運営推進機関
〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2
問い合わせ先
窓口 : 容量市場リクワイアメント対応窓口
E-Mail : youryou_nikuase_long@occto.or.jp

事業者コード _____

事業者名 _____ 御中

■アセスメント結果

■アセスメント結果詳細

変更申請日			
供給力提供開始時期	変更前		
	変更後		
変更区分			
対象実需給年度の供給曲線への影響有無と(参考)適用するペナルティ	年度	影響有無	
		ペナルティ	
	年度	影響有無	
		ペナルティ	
	年度	影響有無	
		ペナルティ	
	年度	影響有無	
		ペナルティ	

【ペナルティ区分】 以下にペナルティ区分を記載する。なお、詳細は約款第15条を参照すること。

① : 経済的ペナルティ=メインオークションの約定価格^{※1}×契約容量^{※2}×5%

② : 経済的ペナルティ=メインオークションの約定価格^{※1}×契約容量^{※2}×10%

③ : 変更後の供給力提供開始年度の4月1日から供給力の提供を開始する前提で、変更後の供給力提供開始年度のメインオークションの落札価格およびリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用

※1 供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格 (円/kWh)

※2 電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

■対象電源情報

電源等識別番号	
電源等の名称	
エリア	
応札年度	
契約容量[kW]	

※結果に異議がある場合は、本結果の通知メール受信から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。

※契約内容の詳細は容量市場システムに添付されている電源等情報登録様式の最新版をご参照ください。

図 2-6 アセスメント結果通知書 (供給力提供開始時期の遵守) イメージ

2.1.3 審査結果に対する異議申立

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果が不合格であった場合の異議申立について説明します。

異議申立がある場合は電子メールに必要事項を記載して、本機関へ送付してください。

【詳細手順】

容量提供事業者は、本機関から送付されたアセスメント結果に対して、アセスメント結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。

供給力提供開始時期の変更に係るアセスメント結果への異議申立の具体例としては、メインオークション及び追加オークションの供給曲線へ影響有無の審査結果が誤っている場合や供給力提供開始時期の変更が遅れた合理的な理由がある（事業者の帰責性がない）場合が該当します。

異議申立の根拠となる資料の妥当性審査観点、表 2-2 に記載のとおりです。異議申立の妥当性審査の際には、確認観点に記載の内容を総合的に判断します。

また、事業者により提出される異議申立の根拠となる資料については、その内容の妥当性を本機関より一般送配電事業者へ確認する点にご留意ください。

表 2-2 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する
異議申立の根拠となる資料の妥当性審査観点

No	異議申立の根拠となる資料	確認対象項目	確認観点
1	・接続検討回答書	・所要工期	所要工期、系統連系における標準的な契約手続き期間、約定結果公表までの期間を踏まえた供給力提供開始時期を設定していたか
2	・系統連系の契約申込日がわかる書類 ・系統連系の契約承諾日がわかる書類 ・工事費負担金契約書 ・工事費負担金の入金日がわかる書類	・系統連系の契約申込日 ・系統連系の契約承諾日 ・工事費負担契約日 ・工事費入金日	系統連系における契約手続きを標準的な期間で実施していたか (例：契約申込や工事費入金日が遅れていないか)
3	・現地調査・接続検討書 (工期等がわかるもの)	・所要工期 ・工期の判断理由	接続検討回答段階から事業者以外の理由での工期延長が認められるか (No. 1 で受領する資料と比較)
4	・事業者に帰責性のない系統連系の延長理由が記載された資料 (属地一般送配電事業者が作成したもの)	・所要工期 ・工期の延長理由	契約後に事業者以外の理由での工期延長が認められるか (No. 1 及び 3 で受領する資料の書類と比較)

異議申立を実施する場合は、以下のメール文面案を参照の上、異議申立における必要事項を記載して、本機関に送付してください（表 2-3 参照）。

表 2-3 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール記載文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>以下のアセスメント結果について、異議申立を行います。</p> <p>■アセスメント結果受領日 YYYY/MM/DD</p> <p>■対象となる電源等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度 <p>■異議申立の内容</p> <p>異議申立の内容及びその根拠を具体的に文章で記載</p>
添付資料	異議申立の根拠となる資料（表 2-2 参照）

2.1.4 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。

本機関から妥当性審査結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細説明】

供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められた場合、本機関より異議申立に係る審査に合格した旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

異議申立の妥当性が認められなかった場合、本機関より異議申立に係る審査に不合格であった旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

本章は、脱炭素化ロードマップの遵守に関する以下の内容について説明します（図3-1 参照）。

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

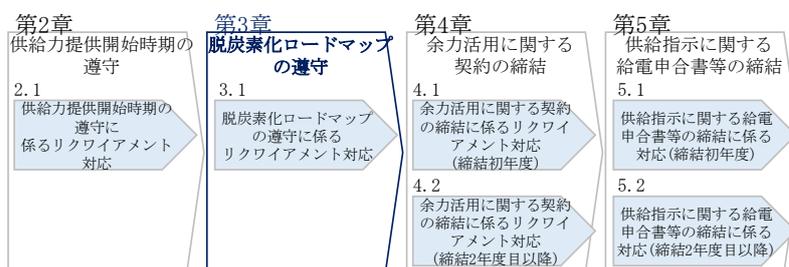


図 3-1 第3章の構成

本リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要は以下のとおりです。

<対象電源>

LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る。）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る。）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修を行う安定電源

<リクワイアメント概要>

対象電源は、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップを必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。

<アセスメント概要>

対象電源について、必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。

必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。

<ペナルティ概要>

対象電源について、合理的な理由なく必要なロードマップを改訂していない場合、又はその内容を遵守していない場合は、約款第33条第3項に示す契約の解除とします。

注：改訂後の脱炭素化ロードマップの公表について

脱炭素化ロードマップを改訂した場合は、改訂後の脱炭素化ロードマップが本機関のホームページに掲載されます。

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

本節では、脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応について以下の流れで説明します（図 3-2 参照）。

- 3.1.1 脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認
- 3.1.2 改訂有無の回答及び改訂後の脱炭素化ロードマップの提出(メール)
- 3.1.3 脱炭素化ロードマップの修正依頼受領
- 3.1.4 脱炭素化ロードマップの修正・再提出
- 3.1.5 審査結果の受領
- 3.1.6 審査結果に対する異議申立
- 3.1.7 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 3.1.8 最新版脱炭素化ロードマップの提出(容量市場システム)
- 3.1.9 不一致に係る問合せ受領
- 3.1.10 不一致に係る問合せ回答

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

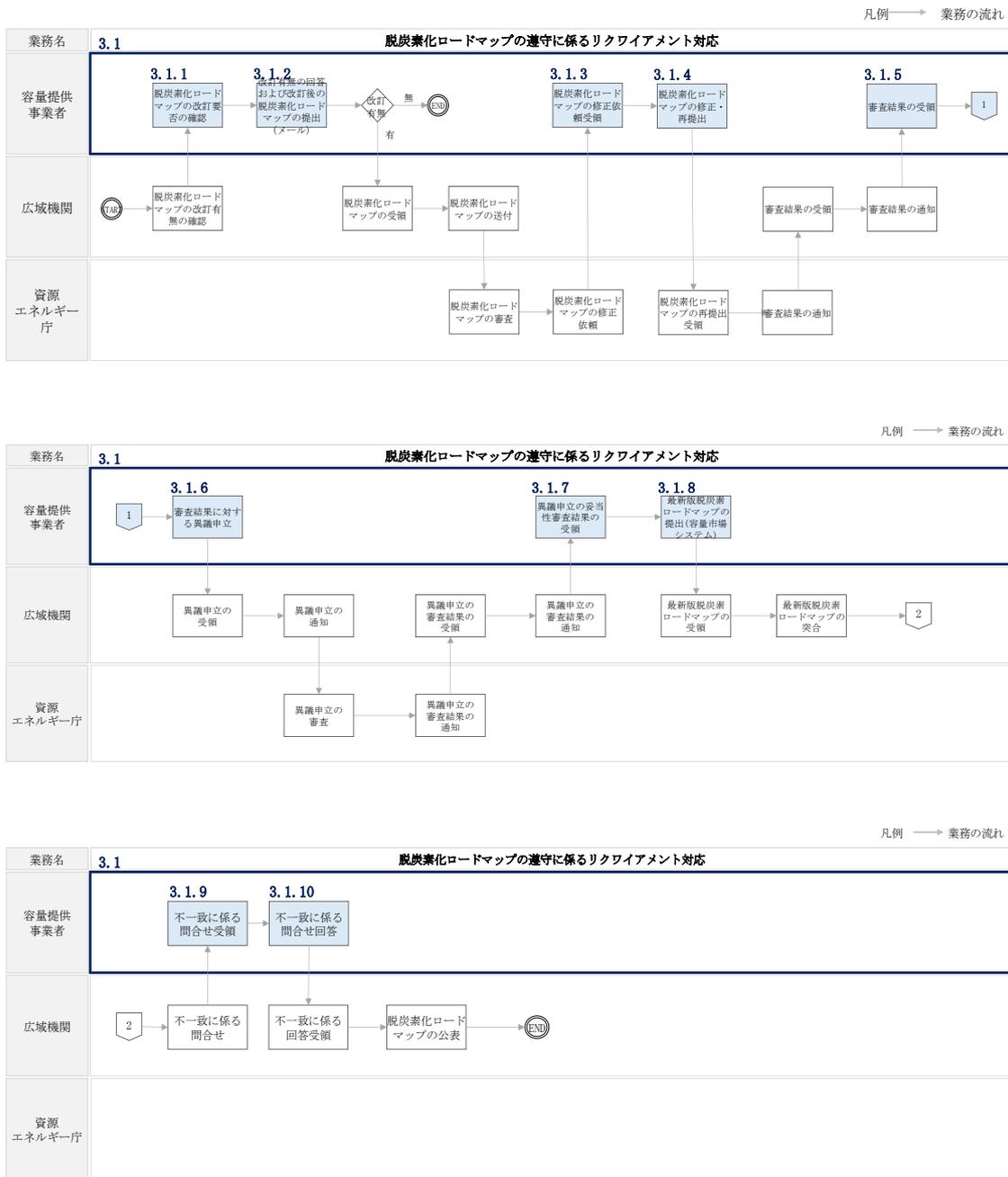


図 3-2 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成

3.1.1 脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認について説明します。

本機関から送付される脱炭素化ロードマップの改訂に係る電子メールを受領後、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。

【詳細手順】

本機関より、脱炭素化ロードマップの改訂要否の確認に関する電子メールが、容量提供事業者が事業者情報登録時に容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

容量提供事業者は、電子メール受領後、脱炭素化ロードマップの改訂の要否を判断し、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂してください。

脱炭素化ロードマップの改訂は、脱炭素化ロードマップの指定様式の注意事項に従って行ってください（図 3-3 参照）。

様式5		発電所 号機の脱炭素化ロードマップ			
		年 月 応札事業者名			
	年度 (応札年度)	2020年代	2030年代	2040年代	2050年度
<電源> 発電所 号機					
<燃料種> 燃料 (例：アンモニア、水素、 バイオマス)					
<前提条件>					

注) 以下の5つの項目は最低限記載すること。
 ・落札電源に係る建設工事の期間（環境アセスの期間を含む）
 ・各段階での脱炭素化技術、脱炭素比率、各脱炭素比率での運転開始時期
 ・脱炭素比率を向上させる改修投資を行う場合の長期脱炭素電源オークションでの落札の時期
 ・使用する脱炭素燃料(水素・アンモニアはグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。合成メタンは原料となる水素のグレー・ブルー・グリーンの種類を含む。なお、合成メタンは、原料となるCO2の情報（調達先、回収方法等）についても、今後の政策動向によっては、記載を求める場合があります。）
 ・前提条件

図 3-3 脱炭素化ロードマップのイメージ

注：改訂不要の判断をする際の留意事項について

脱炭素化ロードマップの改訂を行わない場合は、混焼率を向上させるための改修工事に係る技術開発状況及び燃料調達環境の確保を含めた事業性確保の見通しを踏まえ、合理的な理由があることを確認した上で、判断してください。必要な改訂を行っていない場合は、資源エネルギー庁より合理的な理由の有無を確認する場合があります。また、合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、約款第33条第3項に示す契約の解除となる可能性があります。

3.1.2 改訂有無の回答及び改訂後の脱炭素化ロードマップの提出(メール)

【概要】

本項は、改訂後の脱炭素化ロードマップの提出又は脱炭素化ロードマップを改訂しない旨の回答に係る業務について説明します。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップを改訂する場合、改訂後の脱炭素化ロードマップを添付の上、本機関に電子メールを送付してください。脱炭素化ロードマップを改訂しない場合、脱炭素化ロードマップを改訂しない旨を本文に記載の上、本機関に電子メールを送付してください(表 3-1 参照)。

表 3-1 脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認の回答メール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの改訂有無の回答
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 担当者様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改訂後の脱炭素化ロードマップを提出します。 ・本年度の脱炭素化ロードマップの改訂はありません。 <p>■対象となる電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度
添付資料	改訂後の脱炭素化ロードマップ(改訂がある場合)

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

注：脱炭素化ロードマップのファイル名について

脱炭素化ロードマップのファイル名は、以下の命名規則に従って設定してください（表 3-2 参照）。

L〇〇〇〇_ABCD_XXX 発電所_D3_R1

1
2
3
4
5

表 3-2 改訂後の脱炭素化ロードマップのファイル命名規則

No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L〇〇〇〇」（〇〇〇〇は長期脱炭素電源オークションの応札年度を西暦4桁で記載）を設定してください	
2	事業者コード	事業者コードを設定してください	
3	電源等の名称	電源等の名称を設定してください	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」を設定してください	
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定してください	

■適用例

L2023_ ABCD_△△発電所_D3_R1 （改訂回数1回）

L2023_ EFGH_〇〇発電所_D3_R3 （改訂回数3回）

3.1.3 脱炭素化ロードマップの修正依頼受領

【概要】

本項は、資源エネルギー庁より通知される脱炭素化ロードマップの修正依頼の受領に係る業務について説明します。

【詳細手順】

改訂がある場合、改訂後の脱炭素化ロードマップについて資源エネルギー庁が審査します。改訂がない場合、技術開発の進歩等を考慮し、公表済みの最新の脱炭素化ロードマップの改訂要否について資源エネルギー庁が審査します。修正が必要と判断された場合は、資源エネルギー庁より修正依頼が電子メールにて送付されます。

電子メール受領後、資源エネルギー庁からの修正依頼内容を確認してください。

3.1.4 脱炭素化ロードマップの修正・再提出

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの修正・再提出に係る業務について説明します。

【詳細手順】

資源エネルギー庁の修正依頼について、依頼内容に従って脱炭素化ロードマップを修正してください。

なお、修正依頼内容に疑義がある場合は、資源エネルギー庁にお問い合わせください。

注：改訂後の脱炭素化ロードマップを修正する際の改訂回数の表記について

改訂後の脱炭素化ロードマップについて、資源エネルギー庁からの修正依頼に基づいて修正・再提出を行う都度、ファイル名末尾の改訂回数を変更する必要はありません。

ただし、容量提供事業者が脱炭素化ロードマップの改訂は不要と判断したものの、資源エネルギー庁からの修正依頼に基づいて脱炭素化ロードマップを改訂する場合は、『3.1.2 改訂有無の回答及び改訂後の脱炭素化ロードマップの提出』を参照して、ファイル名（ファイル名末尾の改訂回数を含む）を設定してください。

脱炭素化ロードマップの修正完了後、修正後の脱炭素化ロードマップを資源エネルギー庁に再提出してください。

3.1.5 審査結果の受領

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果の受領について説明します。

【詳細手順】

アセスメント結果（合格又は不合格）は、本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。電子メールを受領後、添付ファイルの「アセスメント結果通知書」にて、アセスメント結果を確認してください（図 3-4 参照）。

〇年度 アセスメント結果通知書 (脱炭素化ロードマップの遵守)	
通知No	0022
通知日	〇年〇月〇日
電力広域的運営推進機関 〒100-6607 東京都千代田区丸の内1-9-2 問い合わせ先 窓口 : 容量市場リクワイアメント対応窓口 E-Mail : youryou_rikuase_long@occto.or.jp	
事業者コード	
事業者名	部中
■アセスメント結果	

■対象電源情報	
電源等識別番号	
電源等の名称	
エリア	
启札年度	

※結果に異議がある場合は、本標準の通知メール受領から5営業日以内にメールにて異議申立を実施してください。
※契約内容の詳細は容量市場システムに添付されている電源等情報登録様式の最新版をご参照ください。

図 3-4 アセスメント結果通知書（脱炭素化ロードマップの遵守）イメージ

3.1.6 審査結果に対する異議申立

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果が不合格であった場合の異議申立について説明します。

異議申立がある場合は電子メールに必要事項を記載して、本機関へ送付してください。

【詳細手順】

容量提供事業者は、本機関から送付されたアセスメント結果に対して、アセスメント結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。

異議申立を実施する場合は、以下のメール文面案を参照の上、異議申立における必要事項を記載して、本機関に送付してください（表 3-3 参照）。

表 3-3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する
異議申立に係るメール文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>以下のアセスメント結果について、異議申立を行います。</p> <p>■アセスメント結果受領日 YYYY/MM/DD</p> <p>■対象となる電源等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度 <p>■異議申立の内容</p> <p>異議申立の内容及びその根拠を具体的に文章で記載</p>
添付資料	異議申立の根拠となる資料（必要に応じて）

3.1.7 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果の異議申立に対する審査結果の受領について説明します。

本機関から妥当性審査結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められた場合、本機関より異議申立に係る審査に合格した旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。また、別途、脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントの再審査結果が電子メールにて送付されます。

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立の妥当性が認められなかった場合、本機関より異議申立に係る審査に不合格であった旨の電子メールが容量提供事業者に送付されます。

3.1.8 最新版脱炭素化ロードマップの提出(容量市場システム)

【概要】

本項は、本機関に対する最新版の脱炭素化ロードマップの提出について説明します。最新版の脱炭素化ロードマップについて、容量市場システムを通じて本機関へ提出してください。

【詳細手順】

脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメントに合格した容量提供事業者のうち、脱炭素化ロードマップを改訂している容量提供事業者は、最新版の脱炭素化ロードマップを、容量市場システムにアップロードすることで、本機関に提出してください。

なお、本機関へ提出された最新版の脱炭素化ロードマップは、後日、本機関 HP に公表されます。

注：最新版の脱炭素化ロードマップについて

「最新版の脱炭素化ロードマップ」とは、以下の2つのうちどちらかを指します。

- ①資源エネルギー庁からの修正依頼を受けて修正した場合は修正後の脱炭素化ロードマップ
- ②資源エネルギー庁からの修正依頼がない場合は改訂後の脱炭素化ロードマップ

容量市場システム³「ポータルトップ画面」の「参加登録」タブから「電源等情報管理」リンクをクリックして、「電源等情報一覧画面」へ進みます。次に「電源等情報一覧画面」で検索したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。

電源等情報一覧に登録済の電源等情報が表示されるので、最新版の脱炭素化ロードマップのアップロードを行いたい電源の「電源等識別番号」をクリックし、「電源等情報詳細画面」へ進みます。続いて、「電源等情報詳細画面」で「変更」ボタンをクリックし、「電源等情報変更申込画面」へ進みます。

³ 本機関の容量市場システム ホームページ (https://www.occto.or.jp/various/capacity-market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html)

「ファイル選択」をクリックして、最新版の脱炭素化ロードマップをアップロードします。

注1：ファイルアップロード時の注意点

容量市場システムへのアップロード時に提出済みのファイルを削除しないでください。

注2：脱炭素化ロードマップのファイル名について

脱炭素化ロードマップのファイル名は、以下の命名規則に従って設定してください（表 3-4 参照）。

LOOOO_ABCD_XXX_発電所_D3_R1

└───┬───┬───┬───┬───┘
└───┬───┬───┬───┬───┘
└───┬───┬───┬───┬───┘
└───┬───┬───┬───┬───┘
└───┬───┬───┬───┬───┘

1
2
3
4
5

表 3-4 最新版脱炭素化ロードマップのファイル命名規則

No.	内容	設定方法	備考
1	オークション実施年度	「L〇〇〇〇」（〇〇〇〇は長期脱炭素電源オークションの応札年度を西暦4桁で記載）を設定してください	
2	事業者コード	事業者コードを設定してください	
3	電源等の名称	電源等の名称を設定してください	ファイル名が50文字を超える場合は短縮
4	ファイルコード	「D3」を設定してください	
5	改訂回数	当該ファイルの改訂回数を設定してください	

■適用例

L2023_ ABCD_△△発電所_D3_R1 （改訂回数1回）

L2023_ EFGH_〇〇発電所_D3_R3 （改訂回数3回）

第3章 脱炭素化ロードマップの遵守

3.1 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応

最新版の脱炭素化ロードマップのアップロードにあたっては「変更理由」欄に変更理由を入力してください。入力終了後、内容を確認し「確認」ボタンをクリックします（図 3-5 参照）。

注：容量市場システムに登録する際の「変更理由」について
変更理由は、特段の事情がない限り、「脱炭素化ロードマップの改訂のため」として
ください。

The screenshot displays the '電源情報変更申込画面' (Power Information Change Application Screen) with the following sections:

- 詳細情報一覧** (Detailed Information List): A table with columns for '削除' (Delete), '秩番' (Rank No.), '号機単位の名称' (Unit Name), '系統コード' (System Code), '電源種別の区分' (Power Source Category), '発電方式の区分' (Generation Method Category), '設備容量[MW]' (Capacity), '運転年月' (Operation Year), and '変更' (Change). The table contains one entry with rank '1' and unit name '1号機'.
- 提出書類 (追加)** (Submitted Documents): A section for uploading files, with five rows. Each row has a 'ファイル選択' (File Selection) button and a message 'ファイルが選択されていません。' (No file selected).
- 登録済提出書類一覧** (Registered Submitted Documents List): A table with columns for '削除' (Delete), 'No.', and '提出書類名' (Document Name). It shows one document named '使用届検査合格証1.pdf'.
- 変更理由** (Change Reason): A text input field with a placeholder message: '全角または半角文字で入力してください。電源等の名称の変更' (Please enter in full-width or half-width characters. Change of power source names).

A '確認' (Confirm) button is located at the bottom right of the form.

図 3-5 電源情報変更申込画面「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ

「電源等情報変更申込確認画面」にて、基本情報の入力内容を再度確認します。申請内容に誤りがない場合は「実行」ボタンをクリックし、「完了画面」に進みます。申請内容を修正する場合は、「戻る」ボタンをクリックして、「電源等情報変更申込画面」に戻ります。

注：登録内容変更申し込みの注意事項について

なお、この段階では仮申込の終了であり、登録内容変更の申込は完了していませんので注意してください。

仮申込の状態から申込完了にするためには、「ポータルトップ画面」から「審査」タブから「電源等情報審査管理」をクリックして、「電源等情報審査画面」へ進みます。

「電源等情報審査画面」で登録したい電源等情報の条件を入力して「検索」ボタンをクリックします。検索結果が「審査申込状況一覧」に表示されます。「申込 ID」リンクをクリックして「電源等申込情報画面」にて内容を確認後、チェックボックスにチェックを入れ、「申込完了」ボタンをクリックし、「OK」ボタンをクリックします。申込が完了すると、申込完了の旨が電子メールで送付されます。

3.1.9 不一致に係る問合せ受領

【概要】

本項は、本機関による最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップの突合結果の不一致に関する問合せに係る業務について説明します。

【詳細手順】

最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップに不一致がある場合、本機関より、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、不一致の原因に関する問合せの電子メールが送付されます。

3.1.10 不一致に係る問合せ回答

【概要】

本項は、脱炭素化ロードマップの突合結果の不一致に関する問合せへの回答に係る業務について説明します。

【詳細手順】

最新版の脱炭素化ロードマップと資源エネルギー庁の保有する脱炭素化ロードマップに不一致について本機関より問合せの電子メールを受領した場合、問合せ内容をご確認の上、速やかに回答を電子メールにて送付してください。

第4章 余力活用に関する契約の締結

本章は、余力活用に関する契約の締結に関する以下の内容について説明します（図4-1 参照）。

- 4.1 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結初年度）
- 4.2 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結2年度目以降）

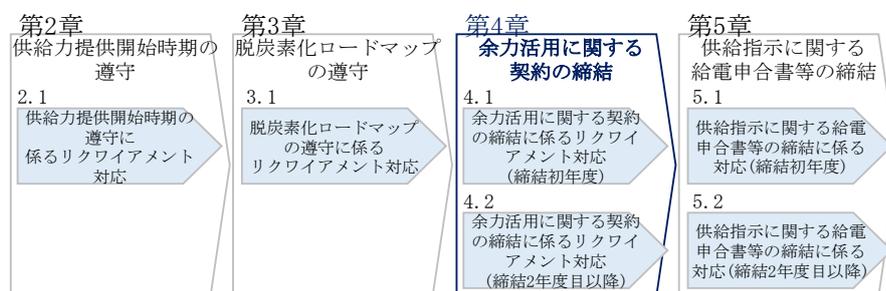


図 4-1 第4章の構成

本リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの概要は以下のとおりです。

<対象電源>

調整機能を有する安定電源

<リクワイアメント概要>

対象電源は、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること。

<アセスメント概要>

対象電源について、属地一般送配電事業者と約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。

<ペナルティ概要>

対象電源について、属地一般送配電事業者と約款第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全量を約款第11条に示す市場退出とし、約款第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。

なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更した上で、本号のペナルティを科さない場合があります。

余力活用に関する契約の締結状況により、参照する手続きが異なりますので、以下(表4-1)を参照の上、該当する箇所をご確認ください。

表 4-1 余力活用に関する契約の締結状況によるマニュアル確認箇所

契約有無	容量提供事業者ごとに想定される状況	確認箇所
余力活用に関する契約を未締結	制度適用期間開始年度の前年度に余力活用に関する契約の締結状況の報告を行う電源を保有する容量提供事業者	4.1 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度)
	制度適用期間開始年度の前年度に余力活用に関する契約が未締結であったものの、やむを得ない理由が認められ合格となっていた電源について、再度契約の締結状況の報告を行う容量提供事業者	
余力活用に関する契約を締結済	当該年度以前に既に余力活用に関する契約を締結済みであり、当該年度において余力活用に関する契約の締結状況に変更がない電源を保有する容量提供事業者	該当なし (2年度目以降、契約状況に変更がない場合は対応不要)
	当該年度以前に既に余力活用に関する契約を締結済みであったが、当該年度に余力活用に関する契約が解除・解約となった電源を保有する容量提供事業者	4.2 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結2年度目以降)

注：メインオークション落札電源とみなされる場合の余力活用に関する契約に係る提出資料の参照先とアセスメント結果の取り扱いについて

表 4-2 に記載のケースによりメインオークション落札電源とみなされている年度においては、メインオークションの「余力活用に関する契約の締結」業務にて定められている資料の提出が求められます。提出資料の詳細については、対象の実需給年度におけるメインオークションの『容量市場業務マニュアル 実需給前に実施すべき業務（全般）編』を参照してください。

表 4-2 メインオークション落札電源とみなされ、メインオークションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティが適用されている場合のアセスメント結果

メインオークション落札電源とみなされるケース	余力活用に関する契約を締結していない場合のメインオークションのアセスメント結果
約款第 10 条に定める、電源等差替を行っている場合	差替先電源が調整機能を有するにも関わらず、差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を締結していない場合は、アセスメント結果は不合格となる
約款第 15 条に定める、供給力提供開始時期を翌年度以降に変更した時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の 4 月 1 日以降である場合	容量提供事業者が余力活用に関する契約を締結していない場合は、やむを得ない理由として取り扱われ、アセスメント結果は合格となる

4.1 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度)

本節は、余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(契約初年度)について以下の流れで説明します(図 4-2 参照)。

- 4.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き
- 4.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領
- 4.1.3 余力活用に関する契約書等の登録(余力活用に関する契約書等の提出)
- 4.1.4 余力活用に関する契約書等の審査結果の受領
- 4.1.5 やむを得ない理由の提出
- 4.1.6 やむを得ない理由の妥当性審査結果の受領
- 4.1.7 審査結果に対する異議申立
- 4.1.8 異議申立の妥当性審査結果の受領
- 4.1.9 調整機能「無」への変更
- 4.1.10 電源等差替の無効化通知の受領

第4章 余力活用に関する契約の締結

4.1 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度)

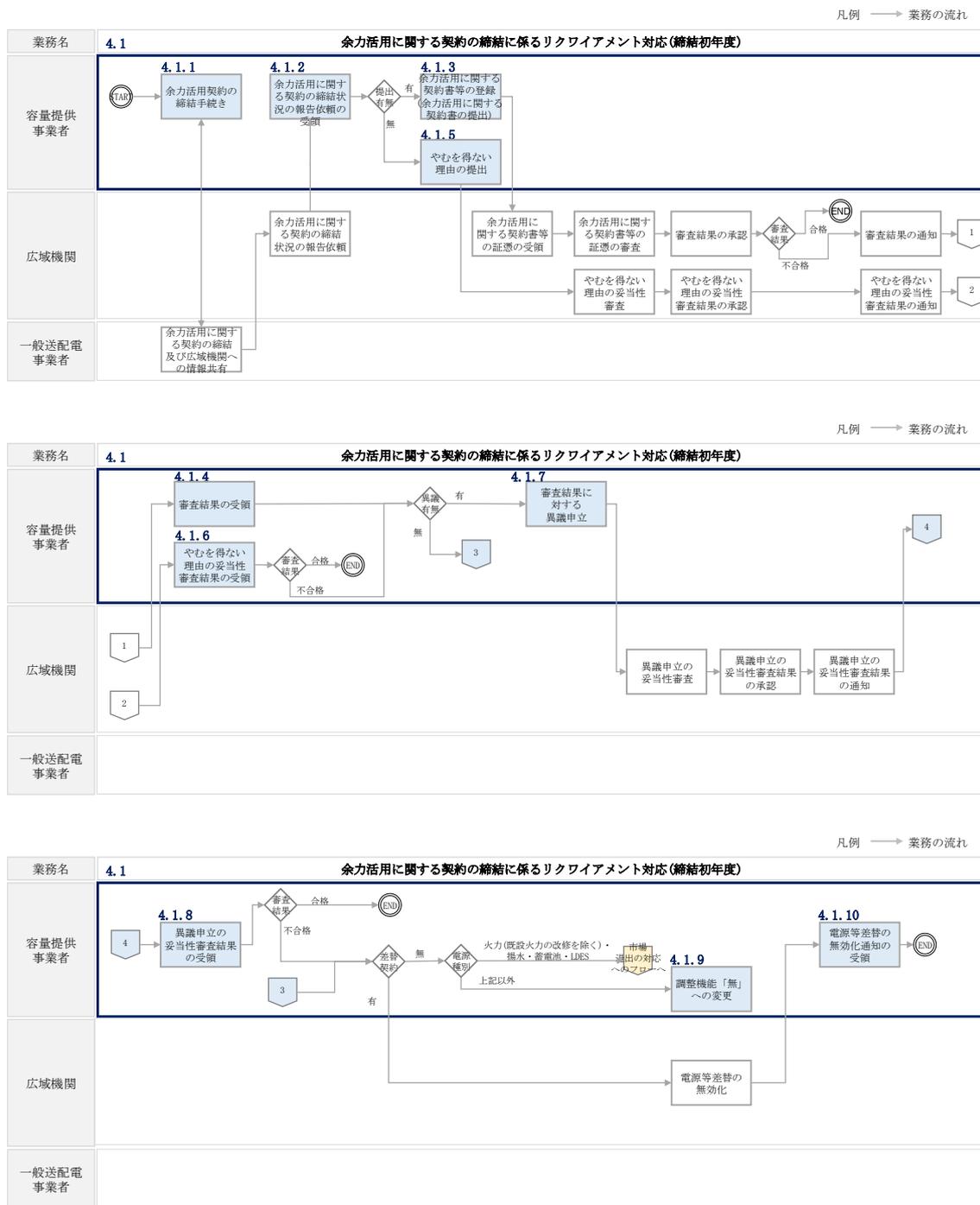


図 4-2 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度) 詳細構成

4.1.1 余力活用に関する契約の締結手続き

【概要】

本項は、余力活用に関する契約の締結手続きについて説明します。

【詳細手順】

調整機能を有する安定電源を保有する容量提供事業者は、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結する必要があります。属地一般送配電事業者のホームページを参照し、余力活用に関する契約をお申し込みください。

申し込み後、一般送配電事業者による調整機能に関する事前審査が行われ、審査に合格した電源等を保有する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から余力活用に関する契約の締結依頼がメール等で送付されます。

調整機能を有する安定電源を保有する容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、余力活用に関する契約の締結手続きを進めてください。

注1：余力活用に関する契約について

容量提供事業者は、一般送配電事業者と締結する余力活用に関する契約において、上げ調整力及び下げ調整力の両方を提供する必要があります。

また、運転継続時間が存在する場合は、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とする必要があります。

注2：余力活用に関する契約の締結に要する期間について

事前審査の申込から余力活用に関する契約の締結までに約6か月程度を要します。また、新たにオンライン機能（専用線オンライン、簡易指令システム）を設置する場合は、余力活用に関する契約の締結手続きに先立って通信線工事を行う必要があります。設備形態等によっては通信線工事期間が長期にわたる可能性があります。上記期間を考慮の上、余力活用に関する契約の締結期限（制度適用期間開始年度の前年度12月末）までに契約を締結できるよう、余裕をもって申込みをお願いします。

なお、事前審査の申込から余力活用に関する契約の締結までに要する期間については、以下のホームページを参照の上、最新の情報を確認してください。

一般社団法人 送配電網協議会 ホームページ

「余力活用に関する契約の概要と申込」 <https://www.tdgc.jp/yoryoku/outline/>

4.1.2 余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領

【概要】

本項は、余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼の受領に係る手続きについて説明します。

【詳細手順】

制度適用期間開始年度の前年度11月に、本機関から余力活用に関する契約の締結状況の報告依頼が電子メールで送付されます。本機関の指定する余力活用に関する契約の締結期限は制度適用期間開始年度の前年度12月末となります。提出期限(制度適用期間開始年度の前年度1月末)までに余力活用に関する契約書等を提出してください。

余力活用に関する契約を締結済の場合は『4.1.3 余力活用に関する契約書等の登録(余力活用に関する契約書等の提出)』へ進んでください。

余力活用に関する契約が未締結の場合は『4.1.5 やむを得ない理由の提出』へ進み、容量市場システムにて、余力活用に関する契約を締結していない合理的な理由(やむを得ない理由)を記載してください。

注1：余力活用に関する契約が未締結であることのやむを得ない理由が認められた電源を保有する容量提供事業者が再度締結状況を報告する時期について

当該年度以前に余力活用に関する契約が未締結であることのやむを得ない理由が認められた電源を保有する事業者は、翌年度の本手続きの実施時期を待たず、余力活用契約が締結可能となった段階で、速やかに余力活用に関する契約の締結に向けた手続きを進めてください。

注2：自主的な余力活用に関する契約の報告について

本機関からの報告依頼(制度適用期間開始年度の前年度11月)の受領前であっても、余力活用に関する契約の締結に係る提出資料を提出することは可能です。ただし、余力活用に関する契約書等の審査は提出期限(制度適用期間開始年度の前年度1月末)後より順次開始します。

注3：余力活用に関する契約の未締結による市場退出について

締結期限(制度適用期間開始年度の前年度12月末)までに余力活用に関する契約が未締結、かつ未締結であることのやむを得ない理由がない場合、市場退出(全量退出)となりますので留意してください。

4.1.3 余力活用に関する契約書等の登録(余力活用に関する契約書等の提出)

【概要】

本項は、余力活用に関する契約書等の提出に係る手続きについて説明します。

【詳細手順】

余力活用に関する契約を締結している場合、余力活用に関する契約の締結に係る提出資料を本機関へ提出いただきます。

表 4-3 を参照の上、電源情報ごとに適切な資料を提出してください。

第4章 余力活用に関する契約の締結

4.1 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結初年度)

表 4-3 余力活用に関する契約の締結に係る提出資料

電源情報		提出資料 (提出対象：●)			
		余力活用に関する契約書の写し	調整機能の詳細情報	接続契約の申込日・系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類	系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすことを証する書類
水力電源(揚水式)・蓄電池・長期エネルギー貯蔵システム(以下「LDES」という。)以外		●	●	—	—
水力電源(揚水式)	接続契約の申込日が2025年4月以前	●	●	● (接続契約の申込日が分かる書類)	● (火力発電設備に求められる機能)
	接続契約の申込日が2025年4月以降	●	●	● (接続契約の申込日が分かる書類)	—
蓄電池	系統連系の接続検討回答書の回答日が2025年4月以前	●	●	● (系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類)	● (火力発電設備に求められる機能)
	系統連系の接続検討回答書の回答日が2025年4月以降	●	●	● (系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類)	● (揚水発電設備(発電方向)に求められる機能)
LDES		●	●	—	● (火力発電設備に求められる機能)

余力活用に関する契約の締結に係る提出資料を本機関へ提出する期限は制度適用期間開始年度の前年度1月末となります。ただし、調整機能の詳細情報については、調整機能の詳細が判明次第、速やかに提出してください。

余力活用に関する契約書の写し、接続契約の申込日・系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類及び系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすことを証する書類を提出する際の手続きについては、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

容量市場システムの変更申請理由欄に「余力活用に関する契約書の写し、接続契約の申込日・系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類及び系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすことを証する書類を提出する」旨を記載し、各種提出資料をアップロードしてください。

調整機能の詳細情報を提出する際は、以下の注記2を参照し、本機関に電子メールにて送付してください。

注1：余力活用に関する契約に係る提出資料の概要について

余力活用に関する契約に係る提出資料の概要は、表 4-4 を参照してください。

表 4-4 余力活用に関する契約に係る提出資料の概要

提出資料	資料概要
余力活用に関する契約書の写し	余力の運用規程等に基づき、属地一般送配電事業者と締結する契約書
調整機能の詳細情報	長期脱炭素電源オークション募集要綱 様式7
接続契約の申込日または系統連系の接続検討回答書の回答日が分かる書類	対象の電源種が蓄電池以外の場合：属地一般送配電事業者に提出した接続契約申込書等が該当 対象の電源種が蓄電池の場合：応札時に用いた系統連系の接続検討回答書が該当
系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすことを証する書類	属地一般送配電事業者の公表する系統連系技術要件において該当する電圧・電源種の「周波数調整のための機能」に記載の内容を証する書類

注2：調整機能の詳細情報の提出先について

下記メールアドレスに電子メールにて提出してください。

電力広域的運営推進機関 容量市場 調整力設備量確認問合せ・提出窓口

メールアドレス：youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

注3：余力活用に関する契約書の写し等のファイル名について

余力活用に関する契約書の写しはPDFで作成し、ファイル名は「余力活用に関する契約書_事業者名_制度適用期間開始年度_電源等識別番号.pdf」としてください。

例) ファイル名：余力活用に関する契約書_〇〇株式会社_2027_0123456789.pdf

注4：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。

4.1.4 余力活用に関する契約書等の審査結果の受領

【概要】

本項は、余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果の受領について説明します。本機関からアセスメント結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

アセスメント結果は、不合格の場合のみ本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。電子メールを受領後、結果及び後続の対応を確認してください。

アセスメント結果について異議がある場合は、『4.1.7 審査結果に対する異議申立』を参照し、異議申立の手続きを実施してください。

アセスメント結果に異議がない場合は、対象の電源種ごとに定められた後続の対応へ進みます。対象の電源種が火力（既設火力の改修を除く）・揚水・蓄電池・LDESの場合は市場退出（『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編』参照）の手続きを実施してください。対象の電源種が上記以外の場合は、調整機能を「無」へ変更（『4.1.9 調整機能「無」への変更』参照）手続きを実施してください。

アセスメント結果が合格の場合は、電子メール等による結果の通知は実施しません。なお、電源等情報登録様式(D1)における項目「調整機能の有無」の審査結果は、「仮合格」から「合格」となります。

電源等情報の審査結果は、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の変更の審査結果の確認(合格)』を参照してください。

注：余力活用に関する契約の締結に係る提出資料の再提出について

余力活用に関する契約の締結に係る提出資料に不備があった場合、本機関から書類の再提出の依頼をします。再提出依頼を受けた容量提供事業者は、『4.1.3 余力活用に関する契約書等の登録(余力活用に関する契約書等の提出)』を参照の上、再度提出してください。

4.1.5 やむを得ない理由の提出

【概要】

本項は、余力活用に関する契約を未締結、かつやむを得ない理由がある場合の手続きについて説明します。

【詳細手順】

余力活用に関する契約を未締結、かつやむを得ない理由がある場合は、容量市場システムにて、やむを得ない理由（表 4-5 参照）を申請してください。

表 4-5 余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由）がある例と認められる例

No	余力活用に関する契約を締結していない合理的な理由（やむを得ない理由）がある例と認められる例
1	一般送配電事業者事由で簡易指令システム又は専用線オンライン機能の構築が間に合わず、締結期日である12月末時点までに締結できない場合
2	運転開始時期等の理由により制度適用期間開始時期までには締結可能であるものの、締結期日である12月末時点までに締結できない場合
3	その他、本機関がその理由を合理的であると判断した場合

やむを得ない理由を提出する際の手続きは、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。容量市場システムの変更申請理由欄に「余力活用契約書が未提出であるやむを得ない理由を提出する」旨及びその理由を記載することで、申請が可能です。

なお、余力活用契約書が未締結であるやむを得ない理由の根拠となる資料が存在する場合は、併せて提出してください。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。変更申込を受け付けた後、本機関は余力活用に関する締結を未締結であること、やむを得ない理由の審査及び変更申込の確認をします。審査後には審査結果を別途電子メールにて通知します。不合格の通知を受けた場合、容量提供事業者は速やかに通知コメントに従い、対応してください。

4.1.6 やむを得ない理由の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、やむを得ない理由の妥当性審査結果の受領について説明します。

【詳細手順】

やむを得ない理由の妥当性審査の結果は、本機関より電子メールで通知されます。本機関による審査が不合格となった場合は、結果に加えて不合格となった理由も通知されます。

やむを得ない理由の妥当性審査の結果が不合格となった場合の後続の対応は対象の電源種により異なります。

不合格となった電源種が火力（既設火力の改修を除く）・揚水・蓄電池・LDES の場合は市場退出となります。市場退出に係る手続き（『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編』参照）については本機関より別途連絡をいたしますので、必要な対応を進めてください。

不合格となった電源種が上記以外の場合は、『4.1.9 調整機能「無」への変更』へ進んでください。

やむを得ない理由の妥当性審査において不合格となり、その結果に異議申立がある場合は、『4.1.7 審査結果に対する異議申立』を参照の上、異議申立の手続きを実施してください。

やむを得ない理由の妥当性審査結果が合格となった場合、余力活用契約が締結可能となった段階で、速やかに余力活用に関する契約の締結に向けた手続きを進めてください。

余力活用に関する契約の締結に向けた手続きが完了した段階で、『4.1.3 余力活用に関する契約書等の登録(余力活用に関する契約書等の提出)』を参照し、余力活用に関する契約の締結に係る提出資料を本機関へ提出してください。

本機関にて提出資料を審査し、内容に不備がないことが確認された場合は、電源等情報登録様式(D1)における項目「調整機能の有無」の審査結果が、「仮合格」から「合格」に変更となります。

電源等情報の審査結果は、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の変更の審査結果の確認(合格)』を参照してください。

4.1.7 審査結果に対する異議申立

【概要】

本項は、余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果が不合格であった場合の異議申立について説明します。異議申立がある場合は電子メールに必要事項を記載し、本機関へ送付してください。

【詳細手順】

容量提供事業者は、本機関から送付されたアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果を通知する電子メール受領日から5営業日以内であれば、電子メールにより異議申立を実施することが可能です。異議申立の根拠となる資料が存在する場合は、併せて提出してください。

異議申立の内容が表 4-6 に記載の例に該当する、又はその他の理由で本機関が合理的であると判断した場合、妥当性審査を合格とします。

また、容量提供事業者により提出される異議申立の根拠となる資料については、その内容の妥当性を本機関より一般送配電事業者へ確認する点にご留意ください。

表 4-6 余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果
又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立が認められる例

想定される異議申立の対象項目	審査合格となる(異議申立が妥当と判断される)例
提出資料に関する異議申立	<ul style="list-style-type: none">・系統連系技術要件で求められている周波数調整のための機能を満たすことを証する書類に不備があり、本機関が修正を認めた場合・一般送配電事業者と締結した余力活用契約書に誤りがあった場合・その他、本機関がその異議申立を合理的であると判断した場合 <p>合理的な理由、修正を認める理由及び異議申立を合理的であると判断する理由については、本機関が個別の事例を確認し判断する</p>

異議申立を実施する際は、以下のメール文面案を参照の上、異議申立における必要事項を記載して、本機関に送付してください（表 4-7 参照）。

表 4-7 余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立に係るメール記載文面案

メール項目	内容
件名	【長期脱炭素電源オークション/事業者コード】余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果/やむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立
To	youryou_rikuase_long@occto.or.jp
CC	-
記載項目	<p>電力広域的運営推進機関 ご担当者様</p> <p>以下のアセスメント結果/やむを得ない理由の妥当性審査結果について、異議申立を行います。</p> <p>■アセスメント結果/やむを得ない理由の妥当性審査結果受領日 YYYY/MM/DD</p> <p>■確認対象の電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者コード ・事業者情報に登録している事業者名称及び担当者名 ・容量を提供する電源等の区分 ・電源等識別番号 ・電源等の名称 ・応札年度 ・対象実需給年度 <p>■異議申立の内容</p> <p>異議申立の内容及びその根拠を具体的に文章で記載</p>
添付資料	異議申立の根拠となる資料

4.1.8 異議申立の妥当性審査結果の受領

【概要】

本項は、余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立の妥当性審査結果の受領について説明します。本機関から妥当性審査結果が通知されますので、内容を確認してください。

【詳細手順】

余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立の妥当性が認められた場合、本機関より異議申立に係る審査に合格した旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

異議申立の妥当性が認められなかった場合、本機関より異議申立に係る審査に不合格であった旨の電子メールが、事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに送付されます。

不合格となった電源種が火力（既設火力の改修を除く）・揚水・蓄電池・LDES の場合は、市場退出（『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編』参照）となります。市場退出に係る手続きについては本機関より別途連絡をいたしますので、必要な対応を進めてください。

不合格となった電源種が上記以外の場合は、『4.1.9 調整機能「無」への変更』へ進んでください。

4.1.9 調整機能「無」への変更

【概要】

本項は、火力（既設火力の改修を除く）・揚水・蓄電池・LDES 以外の電源が余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立の妥当性審査において不合格となった場合の手続きについて説明します。

【詳細手順】

火力（既設火力の改修を除く）・揚水・蓄電池・LDES 以外の電源が余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又はやむを得ない理由の妥当性審査結果に対する異議申立の妥当性審査において不合格となった場合は、調整機能「無」への変更が認められます。

調整機能「無」への変更を実施する際の手続きは、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

4.1.10 電源等差替の無効化通知の受領

【概要】

本項は、電源等差替を行っている場合において、差替先電源が調整機能を有するにも関わらず、差替契約を締結している差替先電源等提供者が、余力活用に関する契約を本機関の指定する締結期限（電源等差替対象年度の前年度12月末）までに締結しなかったことにより電源等差替が無効化された場合の通知の受領について説明します。

【詳細手順】

電源等差替を行っている場合において、差替先電源が調整機能を有するにも関わらず、差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を本機関の指定する締結期限（電源等差替対象年度の前年度12月末）までに締結しなかった場合、本機関によって電源等差替が無効化されます。

本機関による電源等差替の無効化手続き完了後、電源等差替が無効化された旨が差替元電源等提供者に対して、電子メールにて送付されます。差替先電源等提供者に対する電源等差替が無効化された通知は、差替元電源等提供者から行ってください。

注：余力活用に関する契約を未締結の場合の電源等差替の無効化について
締結期限（電源等差替対象年度の前年度12月末）までに調整機能を有する差替先電源等提供者が余力活用に関する契約を未締結、かつ未締結であることやむを得ない理由もない場合、本機関は当該の電源等差替を無効化しますので留意してください。

4.2 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結2年度目以降)

本節は、余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結2年度目以降）について以下の流れで説明します（図 4-3 参照）。

4.2.1 余力活用に関する契約が解除・解約となる電源に係る確認結果の受領

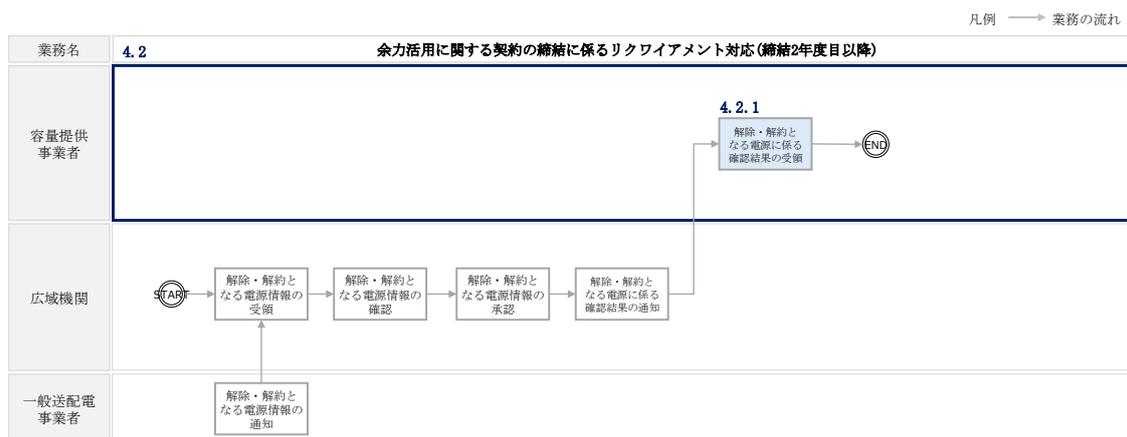


図 4-3 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応(締結2年度目以降) 詳細構成

4.2.1 余力活用に関する契約が解除・解約となる電源に係る確認結果の受領

【概要】

本項は、余力活用に関する契約が解除・解約となった電源に係る審査結果の受領について説明します。

【詳細手順】

余力活用に関する契約が解除・解約となった電源については、余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果が不合格となります。

余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果が不合格となった場合は、その旨の通知が本機関より事業者情報登録時に容量提供事業者が容量市場システムに登録したメールアドレスに、電子メールで送付されます。

アセスメント結果が不合格となった電源は、市場退出（『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編』参照）となります。市場退出に係る手続きについては本機関より別途連絡をいたしますので、必要な対応を進めてください。

注：余力活用に関する契約締結2年度目以降のアセスメント結果通知について

余力活用に関する契約を締結済の電源において、契約の締結状況に変更がない電源（解除・解約となっていない電源）に対しては、アセスメント結果を合格として取り扱うため、本機関から電子メール等による通知は行いません。

第5章 供給指示に関する給電申合書等の締結

本章は、供給指示に関する給電申合書等の締結に関する以下の内容について説明します（図 5-1 参照）。

- 5.1 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応（締結初年度）
- 5.2 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応（締結2年度目以降）

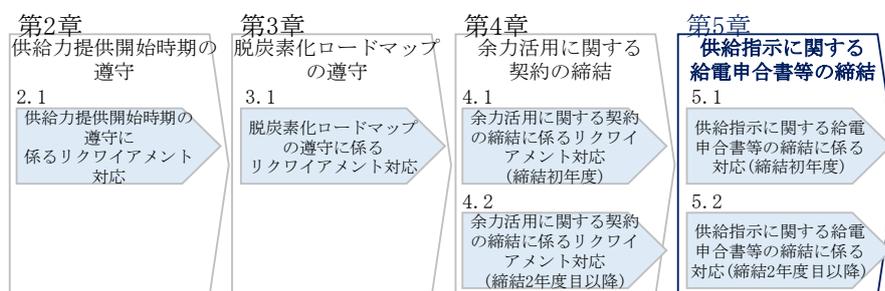


図 5-1 第5章の構成

本業務の概要は以下のとおりです。

<対象電源>

属地一般送配電事業者により給電申合書の締結が必要と判断された安定電源

給電申合書等の締結状況により、参照する手続きが異なりますので、以下（表 5-1）を参照の上、該当する箇所をご確認ください。

表 5-1 給電申合書等の締結状況によるマニュアル確認箇所

契約有無	容量提供事業者ごとに想定される状況	確認箇所
給電申合書等 未締結	制度適用期間開始年度の前年度に給電申合書等の締結状況の報告を行う電源を保有する容量提供事業者	5.1 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結初年度)
	制度適用期間開始年度の前年度に給電申合書等が未締結であったものの、やむを得ない理由が認められ合格となっていた電源について、再度契約の締結状況の報告を行う容量提供事業者	
給電申合書等 締結済	当該年度以前に既に給電申合書等を締結済みであり、当該年度において給電申合書等の締結状況に変更がない電源を保有する容量提供事業者	該当なし (2年度目以降、契約状況に変更がない場合は対応不要)
	当該年度以前に既に給電申合書等を締結済みであったが、当該年度に給電申合書等が解除・解約となった電源を保有する容量提供事業者	5.2 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結2年度目以降)

5.1 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結初年度)

本節では、対象実需給年度前に実施する属地一般送配電事業者との給電申合書等の締結に係る対応(契約初年度)について以下の流れで説明します(図 5-2 参照)。

- 5.1.1 供給指示に関する給電申合書等の締結手続き
- 5.1.2 給電申合書等の締結状況の報告依頼の受領
- 5.1.3 供給指示に関する給電申合書等の登録(給電申合書等の提出)
- 5.1.4 やむを得ない理由の提出

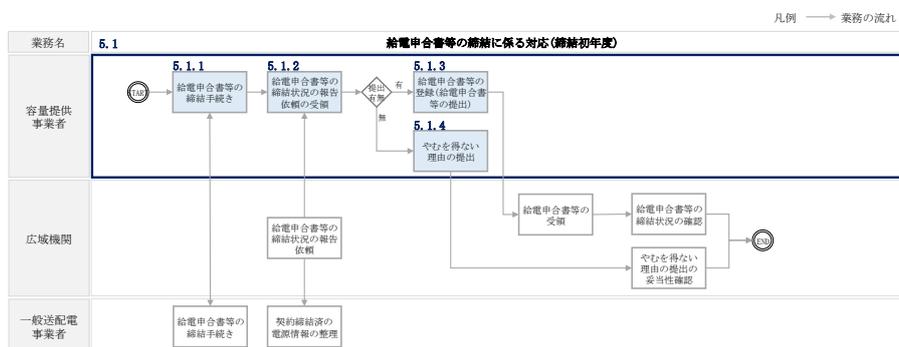


図 5-2 給電申合書等の締結に係る対応(締結初年度) 詳細構成

5.1.1 供給指示に関する給電申合書等の締結手続き

【概要】

本項は、供給指示に関する給電申合書等の締結手続きについて説明します。

【詳細手順】

一般送配電事業者による給電申合書の締結が必要と判断された電源等を保有する容量提供事業者へ、一般送配電事業者から給電申合書の締結依頼が電子メール等で送付されます。

容量提供事業者は、一般送配電事業者からの連絡に基づき、一般送配電事業者と給電申合書を締結します。

5.1.2 給電申合書等の締結状況の報告依頼の受領

【概要】

本項は、供給指示に関する給電申合書等の締結状況の報告依頼の受領に係る手続きについて説明します。

【詳細手順】

制度適用期間開始年度の前年度11月に、本機関から給電申合書等の締結状況の報告依頼が電子メールで送付されます。本機関の指定する給電申合書等の締結期限は制度適用期間開始年度の前年度2月末となりますので、提出期限（追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限）までに給電申合書等を本機関へ提出してください。

供給指示に関する給電申合書等を締結している場合、『5.1.3 供給指示に関する給電申合書等の登録(給電申合書等の提出)』へ進み、容量市場システムにて提出してください。

供給指示に関する給電申合書等が未締結の場合は『5.1.4 やむを得ない理由の提出』へ進み、容量市場システムにて、給電申合書等を締結していない合理的な理由（やむを得ない理由）を記載してください。

注：給電申合書等の未締結による市場退出について

締結期限（制度適用期間開始年度の前年度2月末）までに供給指示に関する給電申合書等を未締結、かつ未締結であることやむを得ない理由がない場合、市場退出（全量退出）となりますので留意してください。

なお、給電申合書等の本機関への提出期限は、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日とします。追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日は、対象の実需給年度ごとに設定されるため、本機関のホームページにて11月頃に掲載される情報を確認してください。

5.1.3 供給指示に関する給電申合書等の登録(給電申合書等の提出)

【概要】

本項は、供給指示に関する給電申合書等の提出に係る手続きについて説明します。

【詳細手順】

制度適用期間開始年度の前年度2月末までに締結した供給指示に関する給電申合書等について、給電申合書の写しをPDFファイルにし、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更又は解約の確認期限日までに容量市場システムにて提出してください。

給電申合書等の写しを提出する際の手続きは、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

容量市場システムの変更申請理由欄に「給電申合書等の写しを提出する」旨を記載し、各種提出資料をアップロードしてください。

注1：給電申合書の写しのファイル名について

給電申合書等の写しはPDFで作成し、ファイル名は「給電申合書等_事業者名_制度適用期間開始年度_電源等識別番号.pdf」としてください

例) ファイル名：給電申合書等_〇〇株式会社_2027_0123456789.pdf

注2：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、本機関は給電申合書等の写しが提出されているかを確認します。

5.1.4 やむを得ない理由の提出

【概要】

本項は、供給指示に関する給電申合書等を未締結、かつやむを得ない理由がある場合の手続きについて説明します。

【詳細手順】

供給指示に関する給電申合書等を未締結、かつやむを得ない理由がある場合は、容量市場システムにて、やむを得ない理由を申請してください。なお、電源等情報の変更申込は仮申込後に本申込を行う必要があります。

やむを得ない理由を提出する際の手続きは、対象の応札年度に応じた『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編』の『電源等情報の変更手続き』の『電源等情報の登録内容変更の申込』を参照してください。

容量市場システムの変更申請理由欄に「給電申合書等が未提出であるやむを得ない理由を提出する」旨及びその理由を記載することで、申請が可能です。

なお、給電申合書等が未提出であるやむを得ない理由の根拠となる資料が存在する場合は、併せて提出してください。

注：申込完了メールについて

申込完了メールには、電源等情報の変更申込を受け付けた旨が記載されています。なお、本機関は給電申合書等を未締結であることのやむを得ない理由及び変更申込の確認を実施します。

5.2 供給指示に関する給電申合書等の締結に係る対応(締結2年度目以降)

既に供給指示に関する給電申合書等を締結済みであり、当該年度において給電申合書等の締結状況に変更がない電源を保有する容量提供事業者にて実施いただく事項はありません。

供給指示に関する給電申合書等が解除・解約となり、その内容が本機関にて確認された場合は、市場退出（『容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務 編』参照）となります。市場退出に係る手続きについては本機関より別途連絡をいたしますので、必要な対応を進めてください。

注：給電申合書等の締結2年度目以降の確認結果通知について

給電申合書等を締結済の電源において、締結状況に変更がない電源（解除・解約となっていない電源）に対しては、本機関から電子メール等による通知は行いません。

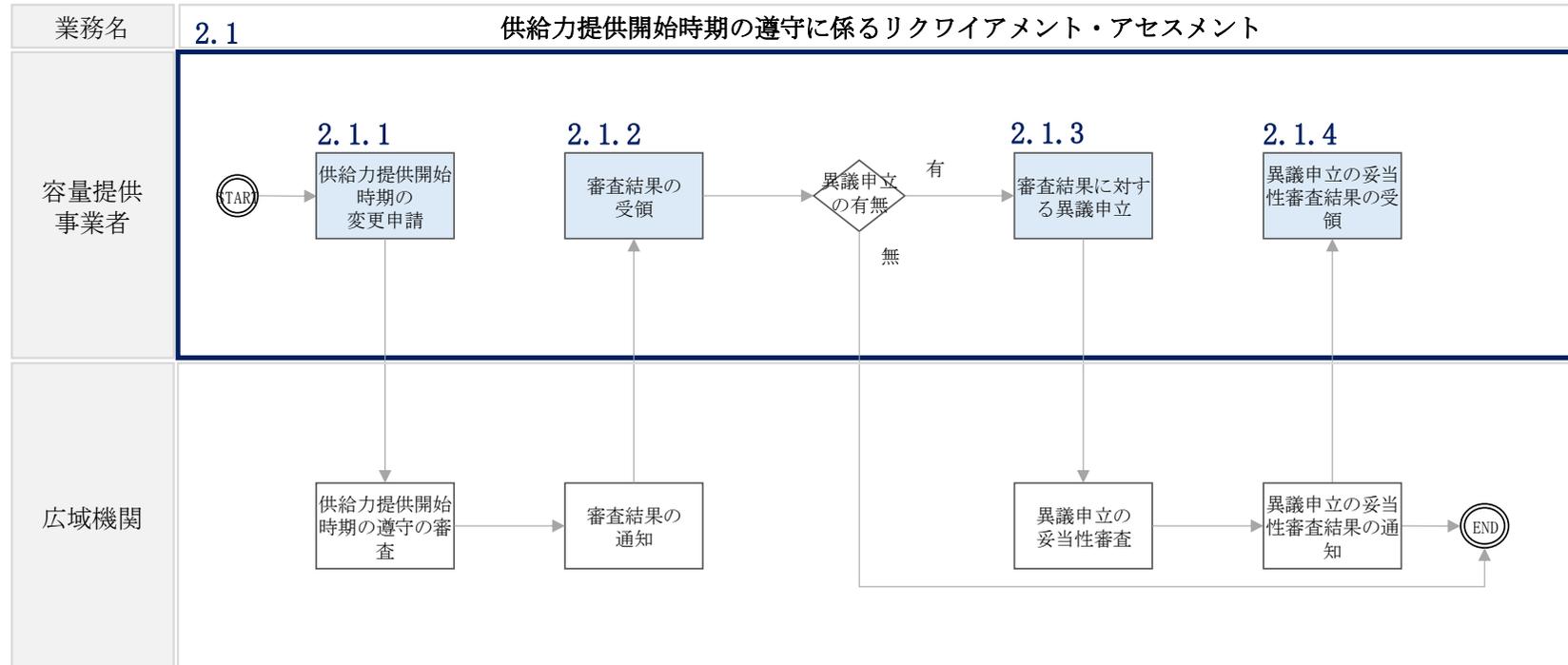
Appendix.1 図表一覧

図 1-1 業務の発生時期と公表されているマニュアルに掲載中の業務	4
図 1-2 業務の関係性と本業務マニュアルの対象とする業務.....	5
図 1-3 本業務マニュアルの構成（第1章除く）.....	8
図 2-1 第2章の構成.....	9
図 2-2 供給力提供開始時期の変更に係るペナルティ算定式.....	11
図 2-3 供給力提供開始時期の変更によって適用されるペナルティのイメージ.....	11
図 2-4 供給力提供開始時期の変更時点が、変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4/1以降である場合に適用される契約単価及びリクワイアメント・アセスメント・ペナルティ.....	12
図 2-5 供給力提供開始時期の遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成...	14
図 2-6 アセスメント結果通知書（供給力提供開始時期の遵守）イメージ.....	17
図 3-1 第3章の構成.....	22
図 3-2 脱炭素化ロードマップの遵守に係るリクワイアメント対応業務の詳細構成...	25
図 3-3 脱炭素化ロードマップのイメージ.....	26
図 3-4 アセスメント結果通知書（脱炭素化ロードマップの遵守）イメージ.....	31
図 3-5 電源情報変更申込画面「詳細情報一覧」電源等情報の変更の画面イメージ...	36
図 4-1 第4章の構成.....	38
図 4-2 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結初年度）詳細構成.....	42
図 4-3 余力活用に関する契約の締結に係るリクワイアメント対応（締結2年度目以降）詳細構成.....	57
図 5-1 第5章の構成.....	59
図 5-2 給電申合書等の締結に係る対応（締結初年度）詳細構成.....	61
表 1-1 本業務マニュアルの対象事業者及び対象ケース.....	6
表 2-1 供給力を提供開始したことの証憑.....	10
表 2-2 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する 異議申立の根拠となる資料の妥当性審査観点.....	19
表 2-3 供給力提供開始時期の遵守に係るアセスメント結果に対する異議申立に係るメール記載文面案.....	20
表 3-1 脱炭素化ロードマップの改訂有無に係る確認の回答メール文面案.....	28
表 3-2 改訂後の脱炭素化ロードマップのファイル命名規則.....	29
表 3-3 脱炭素化ロードマップの遵守に係るアセスメント結果に対する 異議申立に係るメール文面案.....	33

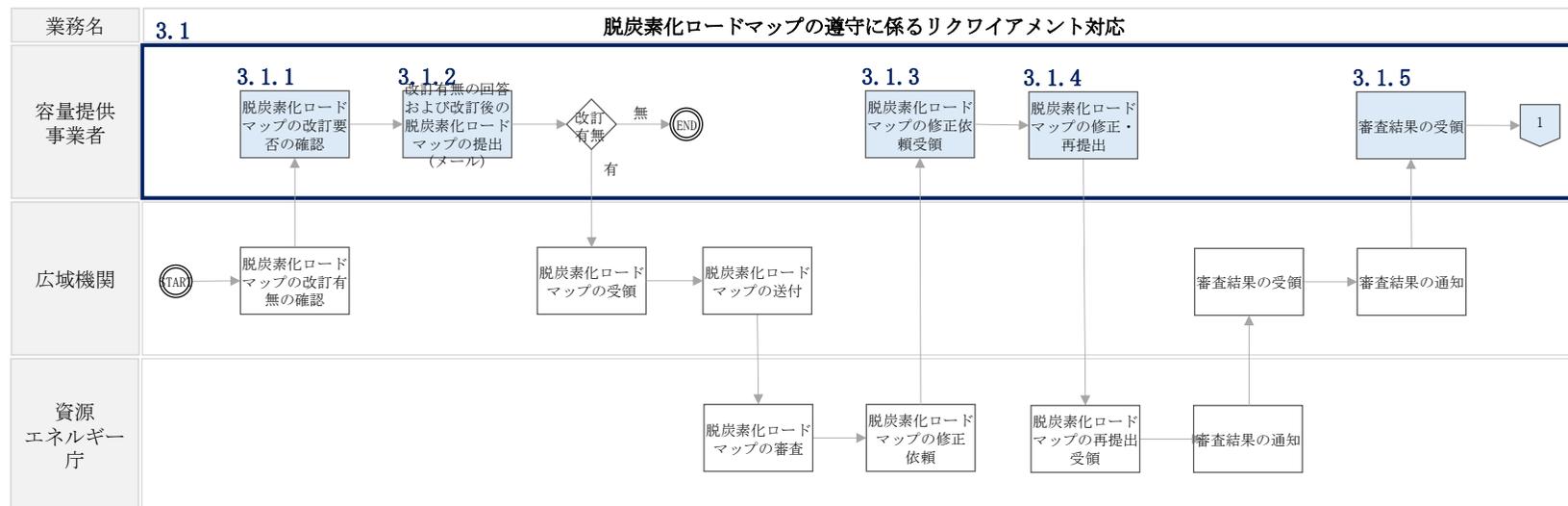
表 3-4 最新版脱炭素化ロードマップのファイル命名規則.....	35
表 4-1 余力活用に関する契約の締結状況によるマニュアル確認箇所	39
表 4-2 メインオークション落札電源とみなされ、メインオークションの リクワイア メント・アセスメント・ペナルティが適用されている場合の アセスメント結 果	40
表 4-3 余力活用に関する契約の締結に係る提出資料	46
表 4-4 余力活用に関する契約に係る提出資料の概要	48
表 4-5 余力活用に関する契約を締結しない合理的な理由（やむを得ない理由） があ ると認められる例.....	50
表 4-6 余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果 又はやむを得ない理由 の妥当性審査結果に対する異議申立が認められる例.....	52
表 4-7 余力活用に関する契約の締結に係るアセスメント結果又は やむを得ない理由 の妥当性審査結果に対する異議申立に係るメール記載文面案.....	53
表 5-1 給電申合書等の締結状況によるマニュアル確認箇所	60

Appendix.2 業務手順全体図

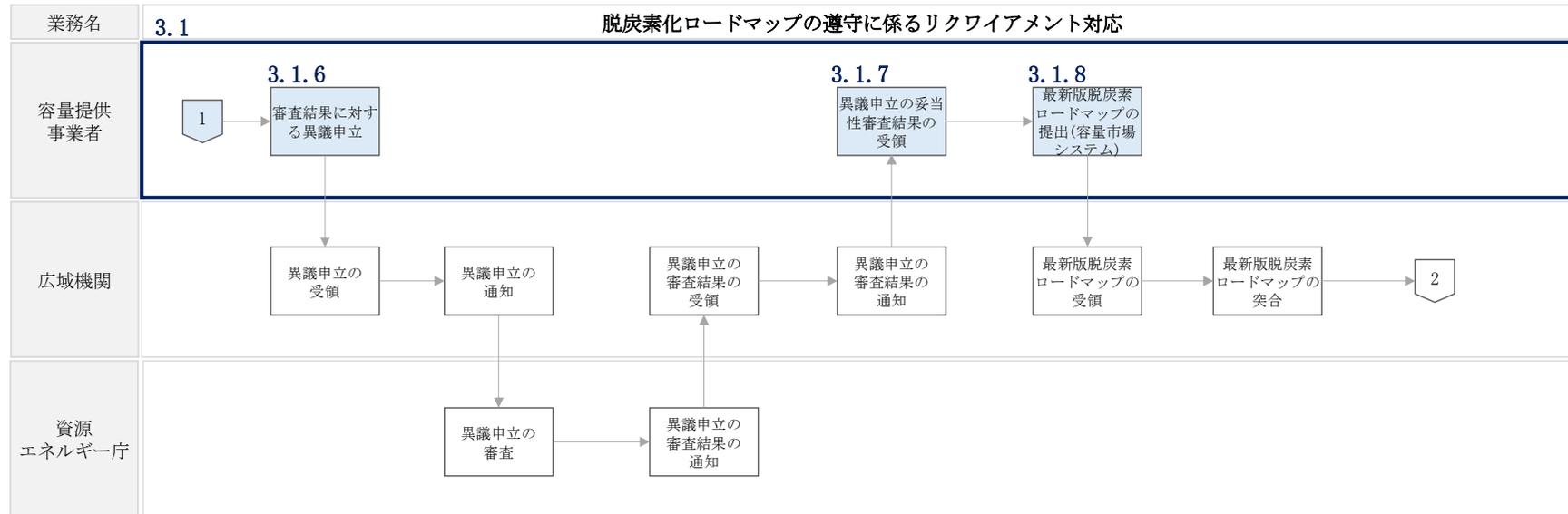
凡例 → 業務の流れ



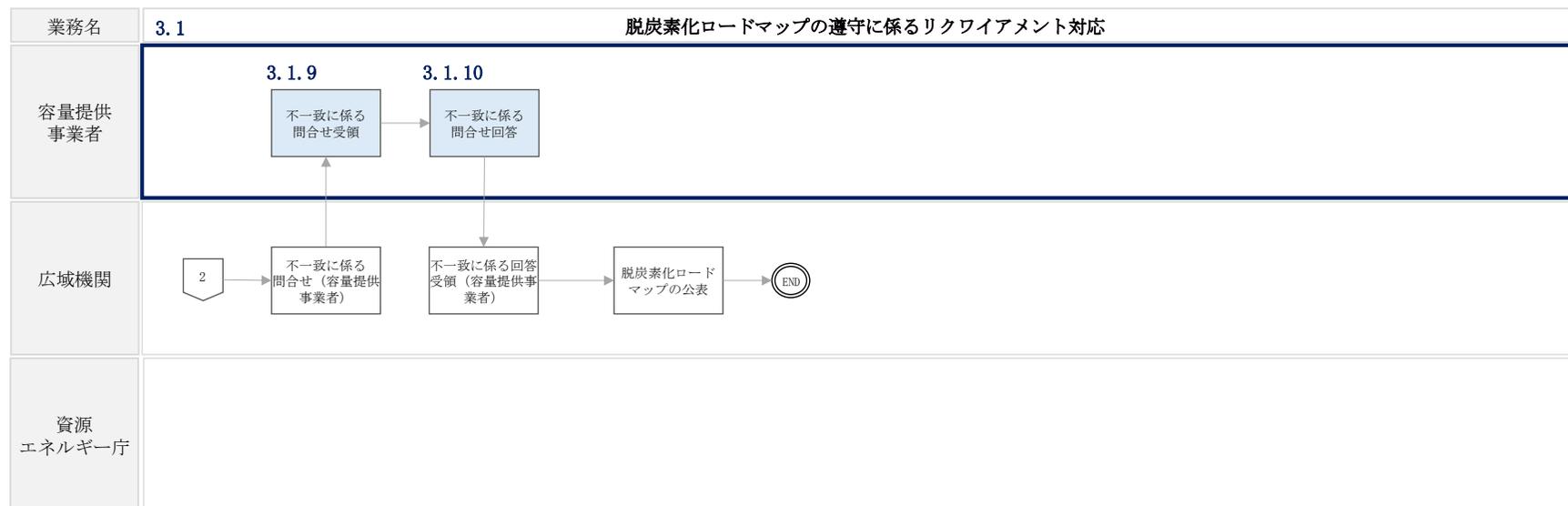
凡例 → 業務の流れ



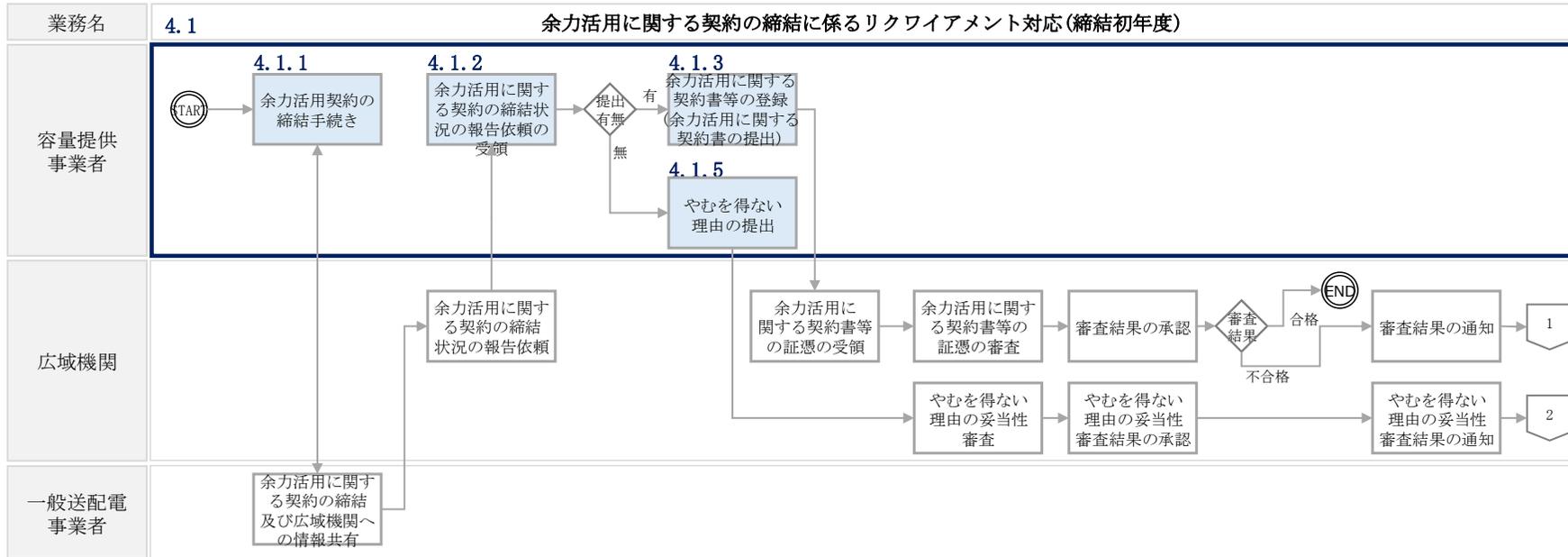
凡例 → 業務の流れ



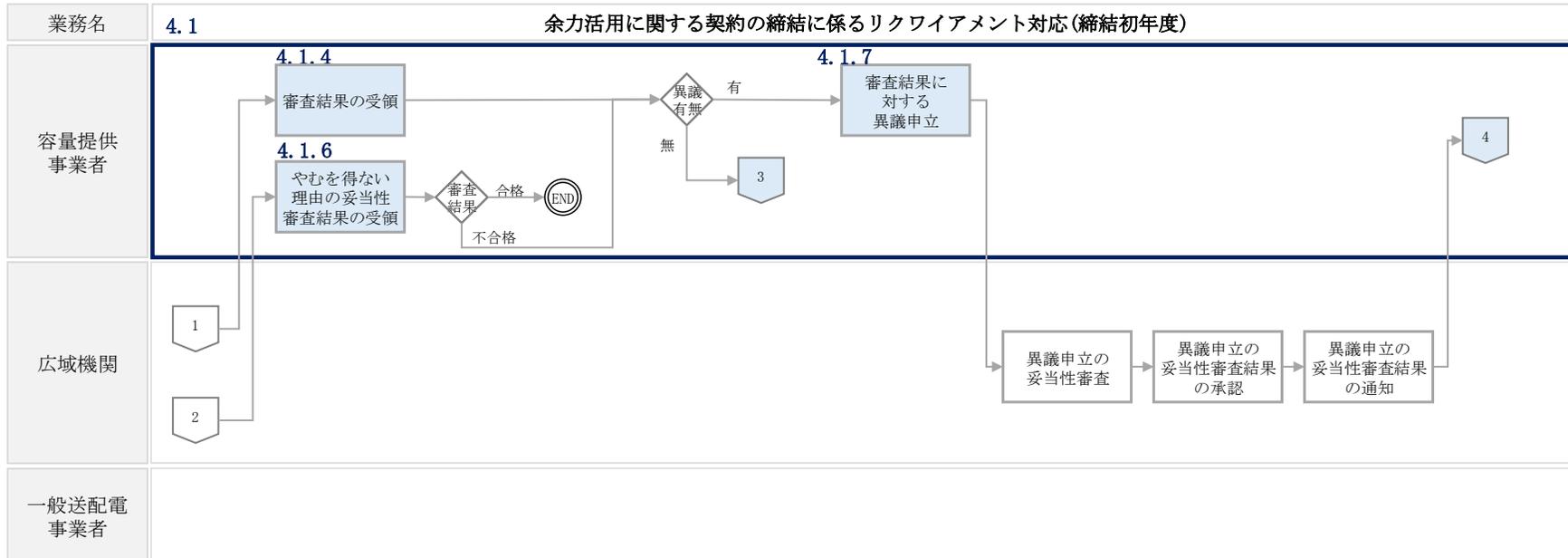
凡例 → 業務の流れ



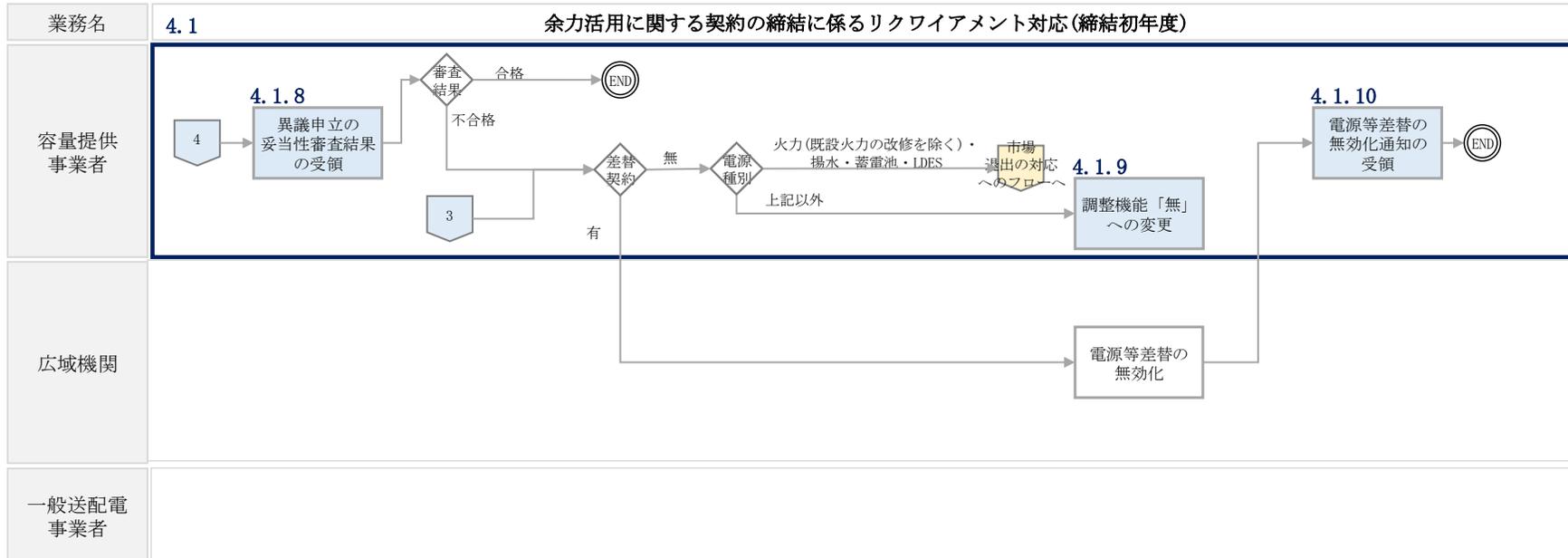
凡例 → 業務の流れ



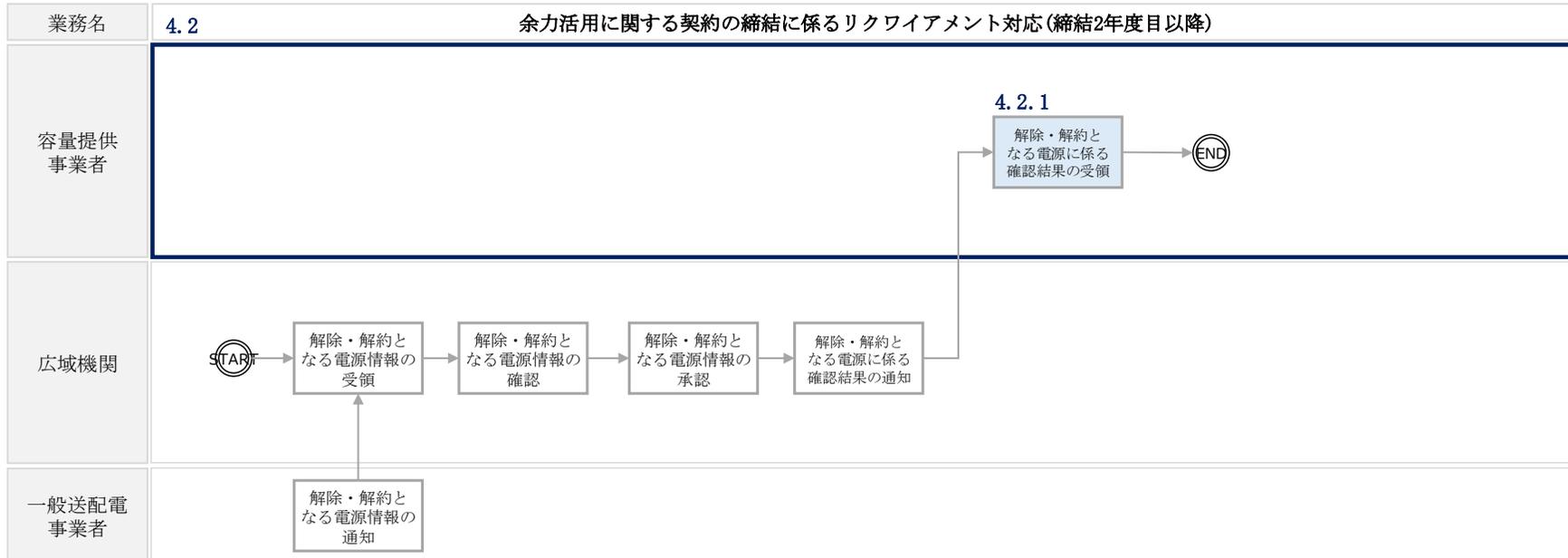
凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ



凡例 → 業務の流れ

